

久松警察署速度取締指針

速度取締指針とは

警視庁速度管理指針の考え方にに基づき、重大交通事故を抑止することを目的として、重点的に各種警察活動（速度違反取締りや警戒活動等）を実施する路線等を警察署単位で明らかにするものです。

警視庁重点路線等における警察活動

警視庁指定重点路線・警察署指定重点路線では、交通事故実態等を踏まえ、重点時間帯における速度違反取締りを中心とした各種警察活動を実施いたします。

- 速度違反取締り
- パトカーや白バイ等による赤色灯点灯走行等の警戒活動
- その他交通事故に直結する交通違反の取締り 等

久松警察署管内の重点路線

No	路線名	種別	規制速度(時速)	区	間	重点時間帯
1	国道6号	☆	50km	鞍掛橋交差点	浅草橋上	18-23
2	国道14号 (京葉道路)	☆	60km	浅草橋交差点	両国橋上	18-23
3	靖国通り	☆	60km	浅草橋交差点	中央区日本橋馬喰町2-3先交差点	18-23
4	新大橋通り	☆	50km	新大橋上	茅場橋上	9-12 13-19
5	清洲橋通り	☆	50km (40km)	中央区日本橋馬喰町1-8先交差点 (浜町中ノ橋交差点)	清洲橋上 (清洲橋上)	8-12 13-19
6	金座通り	○	40km	人形町交差点	久松町交差点	8-13 14-17

※ 種別：☆は警視庁重点路線、○は警察署重点路線

※ 種別欄☆の路線の指定理由については、警視庁速度管理指針をご参照ください。

※ 実際の道路標識等で定められた規制速度を確認し走行してください。

※ 重点路線の区間欄については、同路線の警察署境界付近の交差点通称名や付近住所番地で示していますので、厳密な警察署の管轄境界とは異なる場合があります。

署指定の重点路線と指定理由

No	路線名(○)	指定理由
6	金座通り	久松小学校の通学路であり、また、横断禁止場所を横断する歩行者が多く、歩行者、通学時の小学生児童等や地域住民の交通事故を防止するため。(平成24年死亡事故発生路線)

久松警察署管内におけるゾーン30・小学校周辺地区

ゾーン30

幹線道路等によって区画された生活道路が集積する市街地内の地域において、最高速度30キロ毎時の区域規制や路側帯の設置・拡幅等を始めとする交通安全対策を実施する区域です。

小学校周辺地区

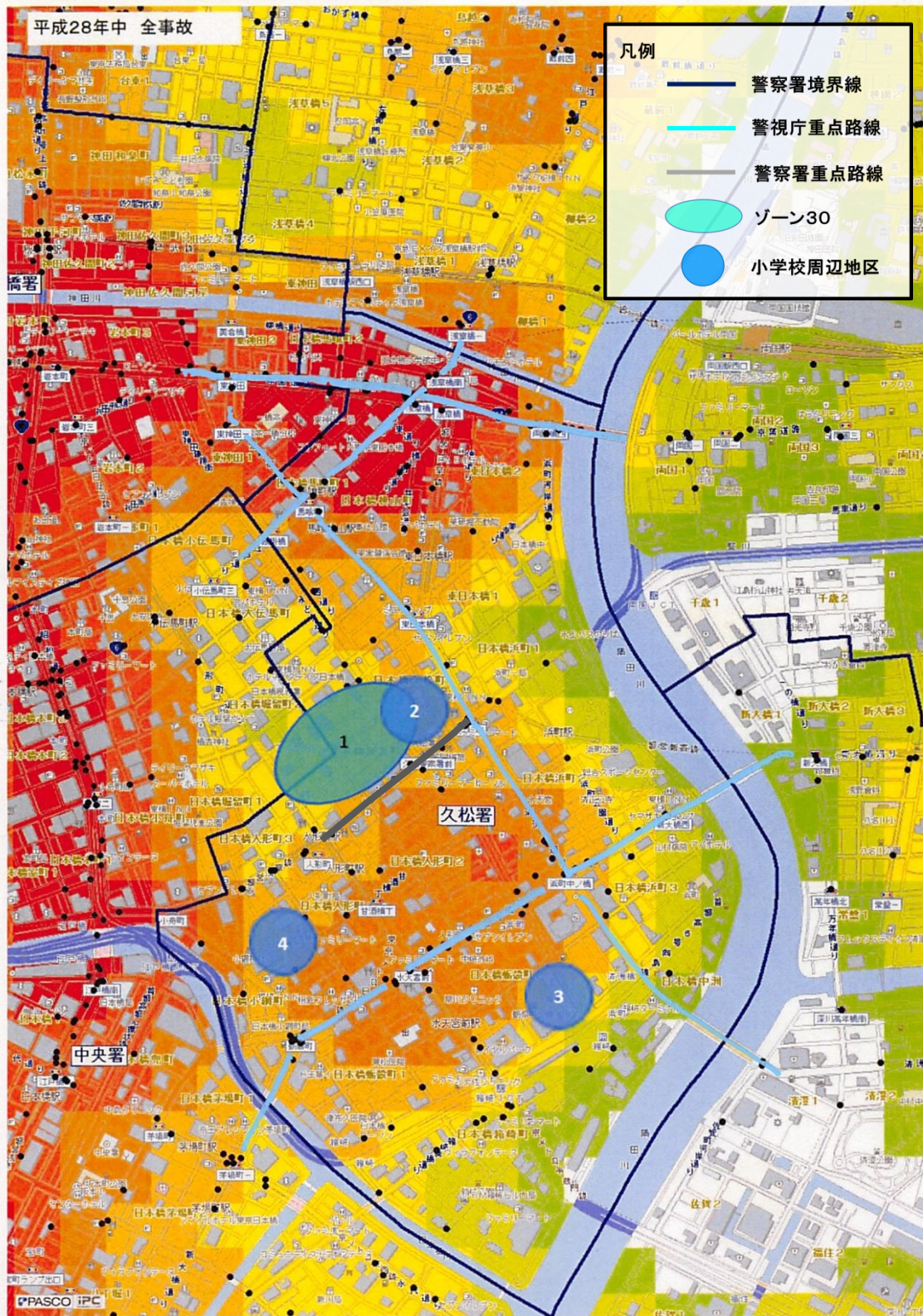
小学校（公立・私立等）の周辺区域を表記しております。朝・夕の登下校時間帯に小学校付近を通行するドライバーの皆様は速度を抑制し、安全運転を徹底してください。

No	対象	地区
1	ゾーン30	中央区日本橋富沢町、日本橋久松町周辺
2	中央区立久松小学校	中央区日本橋久松町7番周辺
3	中央区立有馬小学校	中央区日本橋蛸殻町2丁目周辺
4	中央区立日本橋小学校	中央区日本橋人形町1丁目周辺

ランダムな速度取締りの実施

指定した路線・時間帯以外においても、ランダムな速度違反取締り等を実施いたします。重大交通事故を防止するため、表記された路線・時間帯以外でも常に安全運転を心掛け、速度を抑えて走行してください。

久松警察署管内の速度取締り重点路線



※地図内の表示されている色については全事故の発生密度 (件 / km²)

15~ 120~